

平成 22 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 22 年 7 月 27 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	21 番	山本 隆久	君
2 番	滝下清三郎	君	22 番	浦上 廣幸	君
3 番		君	23 番	平岡 秀樹	君
4 番		君	24 番	山田 昭則	君
5 番	梅本 秀幸	君	25 番		君
6 番	福本 富人	君	26 番	佐藤 駿二	君
7 番	佐々木碩哉	君	27 番	池田 裕之	君
8 番		君	28 番	川原 昭雄	君
9 番	鶴田 雄士	君	29 番		君
10 番	元島 正則	君	30 番	小松 信男	君
11 番	松岡 健吾	君	31 番	江良 邦勝	君
12 番	井上 哲晴	君	32 番	落合 正實	君
13 番		君	33 番	宮崎 義一	君
14 番	山本 友保	君	34 番	椎葉 次穂	君
15 番	森岡 一正	君	35 番	松原 高弘	君
16 番	大塚 宏	君	36 番	小堀田幸一	君
17 番	松川 兼光	君	37 番	戸谷 泰典	君
18 番	倉田 喜一	君	38 番	森本 文隆	君
19 番	川口 直	君			
20 番	原田 康盛	君			

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（6 名）

3 番	川崎真志男	君	13 番	松本 明博	君
4 番	坂上 眞守	君	25 番	川峯 正美	君
8 番	稲田 秀敏	君	29 番	前田 達也	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長 森内 健二 主任 吉田 直哉

主 幹 中村 政一 主 任 松村 康平
主 任 浦上 達也

4、議事日程

開 会

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 議第40号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第3 | 議第41号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第4 | 議第42号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議第43号 | 事業計画変更承認申請について |
| 日程第6 | 議第44号 | 買受適格証明願（転用目的）について |
| 日程第7 | 議第45号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について |
| 日程第8 | 議第46号 | あまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合の「農地利用
集積円滑化事業規程」の決定について |

閉 会

開 議 午後2時00分

○議長 皆さんこんにちは。長い梅雨が明けたら一気に暑い日が続いています。野菜も心配ですが、早期水稲も徒長気味で、病害虫の発生や強い雨による倒伏が心配されます。一方普通作水稲では日照不足による分けつ不足で収量の低下を懸念しています。

さて、先ほど事務局長報告のとおり定足数以上のご出席でありますので、これより平成22年天草市農業委員会第7回総会を開会します。

○議長 それでは議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてであります。議事録署名委員については、23番平岡秀樹委員、24番山田昭則委員を指名いたします。

○議長 日程第2、議第40号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各審議案件について一括して説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは農地集積のため、●町の●さんより●町の畑●㎡を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は牛の飼料作物を作付けされる計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地はすべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2番について説明します。●町の譲受人●さんは農地集積のため、●町の●さんより●町の畑●㎡を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地はみかんを栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

3番の案件について説明します。●町の譲受人●さんは農業経営規模拡大のため、●町の●さんより●町の田●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長 1番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○事務局 担当委員であります●番の●委員が本日は欠席ですので、事務局より1番について説明します。場所は●町の●地区です。譲渡人の●さんのみかん園のそばに●さんの農

地があり、譲受人の●さんの耕作されている農地の一角に●さんの農地があるそうです。●さんがみかん園で農作業するにあたって●さんの農地を通らなければならず、作業効率を上げるために交換してほしいと●さんから申出があり、●さんも農地集積ができるならということで、今回の申請となったそうです。なんら問題はないと思いますので、ご審議方よろしくお願ひしますとのことでした。

2番につきましても、説明は同じでありますとのこと、ご審議をよろしくお願ひしますとのことでした。以上です。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 続きまして2番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●番●です。1番と2番は土地の交換ということですが、面積に433㎡の差があります。耕作条件が良い悪いとかはあると思いますが、交換だけで双方納得されておられるんでしょうか。

○事務局 はい。面積の少ない●さんに確認しましたが、それで納得しておられました。

○議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○委員 ●番●です。3番の件について説明します。譲受人の●さんの実家が譲渡人の●さんの家になるそうです。申請の土地は譲受人が長く耕作されていたそうで特に問題になるところは無いと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第3、議第41号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の●さんは、杉の植林のため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地基準は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、営農条件への支障については、隣接地に農地はありません。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。1番について説明いたします。申請地の周辺は山林で、申請地も私が小さい頃から雑木林になっていました。申請人のお父さんが亡くなられて相続をしたときに、現地に行ってみたら山林化していたので、畑に戻すのは無理ということで、植林をして管理したいというものです。問題は無いと思いますので審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第4、議第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは事務所を建設するため、●市の譲渡人●さん外●名より、●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。また、隣接地に農地はありません。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。現在、コンクリートで固めてあるため、譲渡人より始末書が提出されております。

○委員 ●番●です。1番について説明いたします。位置図及び写真をご覧いただきたいと思います。申請地は市街地の中にありますので、以前は近くの●の駐車場として貸していたそうで、その関係でコンクリートが張ってありました。周囲に農地はなく問題は無いと思いますので審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の譲受人●さんは建売用地とするため、譲渡人●さん外●名より田●㎡畑●㎡を売買により建売住宅用地に転用したいというものです。図面の「○」の部分です。その他の土地は農地法の規制を受けないため、宅地分譲の計画です。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件については、残高証明、融資証明が提出してあり適当であります。また、隣接農地の同意書も添付されています。以下、記載のとおりとなっております。以下、記載のとおりとなっております。

この案件の事業計画面積は●㎡で、そのうち農地面積が●㎡です。市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡以上であるため、国土利用計画法第23条により一定面積以上の土地取引を行った場合は、市町村長を経由して都道府県知事に届け出なければならないとされています。この届出はすでになされています。大規模開発行為にあたっては、その他に県の環境保全課、水環境課、森林保全課、道路保全課、都市計画課景観公園室などとの事前協議が必要ですが、県の農地担当者を通じて確認しましたが、協議も終了し、認可の見込みとのこととなります。以上です。

○委員 ●番●です。2番について説明します。場所等につきましては位置図を参考にさせていただきたいと思いますが、以前●の建設計画が持ち上がったところです。現地確認を行ったところ、現在耕作されている農地はなく、半ば山林化しておりました。また、下流域で土石流が心配される地形でしたが、今回の造成工事で調整池等を設置することになっており、関係者の間では、これで安心という話が出ているそうです。転用面積●㎡に建売住宅●棟を建設予定だそうです。給排水は天草市の上下水道、雨水は24m角の調整池を経由して放流することとなっています。周辺には農地はなく耕作への影響はありません。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●番●です。全体事業面積が広大ですが、現地の立木を伐採して防災上また環境上、周辺の民家への悪影響はないんですかね。

○担当委員 位置図及び現地写真をご覧いただければおわかりいただけると存じますが、申請地は迫を埋め立てる形で造成されます。現在は大雨のときに土砂が中心部に流出して耕作ができない状態になっています。その下流側に荒れた農地があり、そこにイノシシが出没して、子どもたちの通学路にもイノシシ注意という看板があるそうです。申請地が宅地化され、下流部に大きな調整池が出来ることで、防災上も安全になり、イノシシの出没も防げるのではないかと周辺の人たちは期待しておられるそうです。

○議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の譲受人●さんは、賃貸住宅の駐車場の一部とするため、●市の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第

3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○委員 ●番●です。3番について説明します。位置図及び配置図をご覧ください。●さんは隣地に建設するアパートの駐車場用地が不足するため、転用申請をされています。車5台分だそうです。駐車場用地は舗装されますので、雨水排水は自然勾配により敷地内側溝に集水し、道路側溝に排水する計画です。周囲は宅地ばかりで住宅に囲まれたところですが、特に問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●市の譲受人●さんは、社員住宅を建築するため、●町の譲渡人●さんより田●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明書が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○委員 ●番●です。4番について説明します。位置図等をご覧ください。申請地は国道から直線で50mほど離れた所です。譲受人の会社の社員住宅を2棟建設予定だそうです。給水は市の上水道、雑排水は公共下水道、雨水は隣接農地に埋設した排水管により道路側溝へ排水する計画です。排水管の埋設地の所有者同意書も添付されています。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●町の借受人●さんは、車庫、倉庫及び駐車場とするため、●町の貸渡人●さんより畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。すでに使用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○委員 ●番●です。5番について説明します。貸渡人と借受人は親子です。位置図と配置図、写真が3枚ついていますのでご覧頂きたいと思います。転用面積は広いですが、使用目的もはっきりしており、転用面積は適当と考えます。また、隣接農地の同意が1名だけ添付されていませんでしたので、聞いてみましたところ、境界もめで同意書をもらえなかった旨の書類が提出してありました。以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●番●です。境界もめで同意書がもらえなかったということですが、申請地の境界問題が解決していないということですか。

○担当委員 現地は石垣とU字溝が設置してありました。先ほど説明が抜けていたんですが、境界もめは別の場所ですが、感情的なもつれから同意書を書かなかったということでした。

○議長 ●委員、いかがですか。

○委員 はい。判りました。

○議長 他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の借受人●さんは自己住宅用地として、貸渡人●さんから●町の畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されており、また、資金力及び信用要件は、自己資金についての証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております。以下記載のとおりとなっております。

また、本日は担当の●委員が所用で欠席ですが、事前に現地確認のうえ事務局にコメントをいただいておりますので申し上げます。

借受人と貸渡人は親子で、今回借受人の●さんが娘家族と現在居住している住宅の老朽化に伴い、自己住宅を建設するため申請に至ったものです。場所は2方が道路に面し、周囲は宅地化が進んでいる地域内です。隣接同意もありますし給排水計画も適当で問題は無いと思いますとのことでした。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●町の譲受人●さんは農作業用通路とするため、譲渡

人●さんより畑●㎡を売買により転用したいというものです。すでに通路とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。また隣接農地の同意書も添付されています。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○委員 ●番●です。7番について説明します。字図と現場写真をご覧いただければ判りやすいと思います。申請書記載のとおり耕作地への軽車両及び農業機械の通路としてコンクリート舗装をして利用されていました。農業用の施設でもありますし、特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第5、議第43号事業計画変更承認申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。譲受人であります●さんは●さん外●名より建売住宅●棟を目的として、平成●年に農地法の第5条申請をされ、取得されました。別紙図面17、18ページのところです。そこに現在●棟だけ建売されています。残りの区画につきましては、平成18年3月に都市計画区域の用途区域に指定されましたので、宅地分譲とされる計画です。これは当初の目的の建売住宅ではなく宅地だけを分譲ということとなりますので、今回、事業計画変更申請となりました。目的を達成されなかったので始末書が添付されています。

○委員 ●番●です。1番について説明します。位置図、配置図等は資料をご覧頂きたいと思います。●という名称で開発が行われたところです。申請人は、当初建売住宅●棟を建設し売却する計画で5条許可を得て事業に着手しましたが、完了までの間に3人の方より土地の区画を変更して土地だけを売却して欲しい旨の申出があるなどして、現在●棟の住宅と●棟のアパート、●棟のマンションが建っております。現在の所有者である譲受人の立会いの下に現地確認を行いました。今回県から農業委員会を通じ指導を受けたので、始末書を添付して事業計画変更の申請をされたそうです。また、この地区一帯は平成18年に都市計画法に基づく用途地区変更がなされたところでもございます。そういったこともありまして、事業計画変更が申請されております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。譲受人であります●さんは●さん、●さんより建売住宅●棟を目的として、平成●年に農地法の5条申請をされ取得されました。別紙図面19、20ページのところです。現在までに●棟の住宅を建売されています。残りの5区画、○の部分につきまして建売される計画です。当初計画である建売●棟の目的は達成されましたが、建売棟数●棟から●棟に変更になりましたので、今回、事業計画変更申請となりました。当初の事業計画どおり行われていないので、始末書が添付されています。

○委員 ●番●です。2番について説明します。事務局からも説明がありましたが、初めは●棟の計画で募集を進めていたところ、販売価格の問題で「庭はいらないので区画を狭くして建売で販売してくれないか」との相談が多数あり、それに応ずるために全体計画を見直して販売してしまったとのことでした。事業期間の延長と併せて建売計画変更の申請がっております。現場に行ってみましたら1階部分に駐車場がある2階建てのコンパクトな住宅が建ち並んでおりました。今後も農業委員会の指導にはいたしますとのことで、始末書も添付されております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

○委員 ●番●です。建売住宅目的の転用の場合ですが、事前にアンケートなりで買い手の意向を把握して建てるべきだと思うんです。一方的に計画をつくって、許可を受けてから買い手の要望があったから計画を変更するというのは安易ではないかと思うんです。こうして同じような事業計画変更があるのは好ましくないと思います。

○議長 ●委員のおっしゃるとおりではあります。今後は当初申請の段階で計画の妥当性という側面から慎重な審議を心がけていくべきだと思います。ただ、今回は、既に許可した後の一部事業計画の変更申請ですので、そのことについて他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第6、議第44号買受適格証明願(転用目的)についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●市の●さんは個人住宅とするため、●町の畑●㎡を競売により取得したいというものです。すでに写真のとおり住宅がありますが、競売以前に前所有者によって建設されていますので、始末書は添付されていません。

別紙の農地法基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件は自己資金についての残高証明書が提出して

あり適当であります。以下記載のとおりとなっており、基準に適合しています。

競売の場所は熊本地方裁判所売却場。附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き県へ進達できるものとする。」としております。

○委員 ●番●です。申請人は現在●市に家族7人で借家住まいだそうです。その借家が7人で生活するには狭いのと、将来奥さんの両親と一緒に住むために自己住宅が必要ということでした。1年以内には移住予定だそうです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第7、議第45号農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第45号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●町●さんほか利用権の新規設定の計画が15件、再設定の計画が6件、所有権移転の計画が1件で、総面積は50,085㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること等、各要件を満たしております。

○議長 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から22番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から22番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

○議長 それでは、日程第8、議第46号あまくさ農業協同組合及び本渡五和農業協同組合の「農地利利用集積円滑化事業規程」の決定についてを議題といたします。事務局より説明を

お願いいたします。

○事務局 議第 46 号について説明します。市長より農業経営基盤強化促進法第 11 条の 9 第 4 項の規定に基づき農地利用集積円滑化事業規程の決定を求められています。事前に委員さん方へ「規程(案)」をお送りしておりましたので詳細な説明は省略させていただきますが、本件は平成 22 年 4 月 27 日の総会でご審議いただき、平成 22 年 6 月 1 日付けで変更されました「天草市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」中、「第 5 農地利用集積円滑化事業に関する事項」の中で指定された 2 つの農業団体から申請されたものです。

本渡五和農業協同組合及びあまくさ農業協同組合申請分の農地利用集積円滑化事業規程については、いずれも同法第 11 条の 9 第 3 項及び同施行規則第 12 条の 12 で規定された承認の要件に該当するものであると認められます。以上で事務局の説明を終わります。

○議長 ただ今説明がありました件について、質疑はありますか。

○委員 ●番●です。2 つの農協が農地集積をして経営を安定化していこうという法律に基づいて農協が貸し手借り手を探して契約をしていく訳であります。農業委員の中にも元島、松本両委員が農業団体の代表として推薦されている訳でございますが、このことは農業委員会で案件が出ておりますように相当の農地を農業委員会が認めてやっていくわけでございますが、農協が率先して再設定等について責任感を持って農業委員会にも地区代表として出ている方々にも教えていただければ非常に助かる訳ですが、無頓着が発生しているのではないだろうかと思うわけでございますが、農協の担当課がしっかりと守って農地の流動化をしていくという責任感を持っていただきたいと思うわけでございますが、このことについても事務局をしてやっぱり農業委員会、JA 双方が天草の農地を守っていくということと、それから是正を受けていくということも大事ではないのかなという思いがするわけでございますが、事務局をして答弁をお願いしたいと思います。

○事務局 先日、行政側である振興局、農業振興課、農業委員会と農協の担当が集まりました折に、この事業規定の話をお聞きいただきました。農地利用集積円滑化団体と市町村、農業委員会等とお互いに情報の交換とかを行いながら連携して事業を効果的に進めていくことが大事だと思います。実際農地の貸し借りの協議がととのいますと、経営基盤強化法による利用権設定という風に具体的に進んでいきますので、農業委員会にも本日の議案のようにあがってくるものと思います。こういったことでよろしかったでしょうか。

○質問委員 ●番●です。これは農協が一番わかるわけですが。奨励金の振込みも農協にくる訳ですし、契約が切れる期限をしっかりと守っていかないと、借り手、貸し手双方に迷惑がかかってくるわけですが。農業委員はいつ契約が切れるかはっきりは判らない訳ですので、そこらの怠りがないように今後は注意をしていただきたいと思っております。

○事務局 経営基盤強化促進法に基づきます利用権設定の場合は、その利用権の終期が来る少し前に農業委員会の方から通知をいたしております。この利用集積円滑化事業を使って利用権設定を行う場合も、総会で審議いただき、市長が公告を行い、利用権の終期が近づきましたら、農業委員会から終期についてのお知らせを貸し手借り手双方にご案内することになります。

- 議長 ●委員、よろしいですか。
- 質問委員 はい。
- 議長 他に質疑はございませんか。
- 委員 ●番●です。この事案の質疑ではありませんが、先ほどの経営基盤強化促進法の利用権設定の案件の中に、13番で熊本県農業公社との売買があがっていますが、私の町ですが聞いていません。また、所有権移転は農地法3条ではないんですか。
- 事務局 この案件につきましては、3月に前所有者から農業公社へ所有権移転を行う際に、買入協議の中に地区担当の●委員さんにも同席をいただき、前所有者と合意が成立し、農業公社名義になっていたものです。その土地を今回地区の認定農業者の方に売り渡すものです。基盤強化法に基づく所有権移転は、税制上の優遇措置や嘱託登記ができるなど、売り手、買い手に対するメリットがあります。農業公社が基盤強化法に基づき農地を一時保有し、認定農業者に売買する場合も基盤強化法に基づく農地利用集積計画ですので、農業委員会の総会の議決を経る必要があります。
- 質問委員 これは、農地の売買でしょう。売買は3条でしょう。
- 事務局 農地の所有権移転は農地法第3条の申請が一般的ですが、最終的な譲受人が認定農業者の場合でその他の要件も満たした場合、特例として基盤強化法による所有権移転ができます。昨年からも数件の事例があっており、その折にも他の委員さんから質問をいただきましたので、制度的なご説明をいたしております。
- 質問委員 わかりました。
- 議長 他に質疑はございませんか。
- 委員 ●番●です。農地利用集積円滑化事業ですが、以前からあります農地保有合理事業、合理化団体との関係はどうなっているんですか。
- 事務局 これまで農地保有合理事業に基づく合理化団体というのが、農業公社とか、JAとかあった訳ですが、簡単に申しますと、合理化事業は農地を買い入れたり、貸し付けたという事業ですが、今回の2つのJAが行う利用集積円滑化事業は農地の所有者から委託を受けて農地の借り手を探したり、集積円滑化団体が農地を借りて担い手等に農地を集積するために貸すことができる事業です。
- 質問委員 今説明いただきましたように農協は農地保有合理化団体でありながら、私の町で農協が推進した事例は1件もなかったんです。また、事業規程を事前に配っているからと説明を省くのではなく、こういった案件は農協の担当者にでも出席してもらって、内容についてもう少し詳細な説明をして欲しいんですが、会長はどう思いますか。
- 議長 各農協にも各1名担当を置いてあると思います。その担当者が先頭になってがんばって農協が仲立ちとなって認定農家等の担い手農家に農地を集積していく訳ですね。農協がそれをするためには法律の決まりで、事業規程を作って、農業委員会、市長の承認をもらわないとできないということです。
- 事務局 会長もおっしゃいましたが、基盤強化法第11条の9というのがありまして、農協が事業を行う場合は事業規程を作って市町村の承認を得なければならないとなっています。

また、事業規程の中で農地売買等事業を行う場合には、その事業規程について農業委員会の承認決定を得る必要があるということです。●委員のおっしゃるように農協から来ていただいて詳しい説明をしていただければ、ご理解いただき易かったと思います。

○質問委員 農地の貸し借りの補助金は、前は9月と3月だったと思いますが、今はどうなっているんですか。

○事務局 今ご質問いただきましたのは農地流動化奨励金のことだと思います。昨年までは年に2回に分けて該当する方に申請をいただき、委員さんがおっしゃられたように9月と3月にお支払をいたしておりました。それを今年から年4回に分けてして行こうという事で現在手続きを進めているところでございます。第1回の支払は順調にいつて8月末になる見込みです。

○質問委員 ありがとうございます。農家の方が、「支払はいつかな」と聞いてこられる訳ですので、質問したところです。支払う回数が多くなれば農家の方も安心されるんじゃないでしょうか。

○議長 他にございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、農地利用集積円滑化事業規程の決定につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会